

県からのお知らせ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく報告書の提出

毎年6月末までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）等に基づき以下の報告書等の提出が必要ですのでご注意ください。

○産業廃棄物処理実績報告書

産業廃棄物処理業者は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第18条第1項の規定に基づき、前年度の三重県内における産業廃棄物の処理状況等について知事あてに報告が必要です。

なお、提出のあった報告書については、同条例第18条第2項の規定に基づき、その内容を公表します。

○産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

産業廃棄物を排出する事業者（産業廃棄物管理票交付者）においては、廃棄物処理法第12条の3第7項の規定に基づき、前年度に交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況について知事あてに報告が必要です。

なお、同法第12条の5に規定する電子マニフェストを活用している場合は、同法第12条の5第8項の規定により情報処理センターが集計して報告を行うため、事業者自ら報告する必要はありません。

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管又は処分する者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、その状況について、知事あてに届出が必要です。

なお、提出のあった届出書については、同法第9条の規程に基づき、その内容を閲覧に供します。

○多量排出事業者等の産業廃棄物処理計画の提出

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が1,000トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法第12条第9項等の規定に基づき、（特別管理）産業廃棄物処理計画及び実施状況を作成し、知事あてに提出が必要です。

また、産業廃棄物の前年度の発生量が500トン以上である事業場を設置している事業者についても、県の産業廃棄物の処理計画の策定等に関するマニュアルに基づき、計画及び実施状況の提出をお願いします。

なお、計画及び実施状況については、県のホームページで公表することとしますが、自社のホームページでも計画内容を速やかに公開するなどの積極的な取組をお願いします。



参照：三重県のHP「三重の環境」 <http://www.eco.pref.mie.lg.jp/>

県からのお知らせ

三重県への報告と許可申請及び相談窓口

事務所・局等名称	管轄	住所	電話番号
環境生活部廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課	県外事業者	〒514-8570 津市広明町13	059-224-2475
桑名地域防災総合事務所 環境室	桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	四日市市、菰野町、 朝日町、川越町	〒510-8511 四日市市新正4-21-5	059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	松阪市、多気町、 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、 度会町、大紀町、南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	熊野市、御浜町、 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6937

「三重県からのお知らせ」の説明

一般社団法人
三重県産業廃棄物協会

「三重県からのお知らせ」を掲載してありますが、排出事業者さん、処理業者さんはよく読んで、ご自分の事業に関係のある報告書類は必ず期日までに提出してください。

「産業廃棄物処理実績報告書」は、処理業者さんが平成25年4月1日～平成26年3月31日までに処理した産業廃棄物の実績を報告するもので、提出期限が6月30日となっています。

なお、提出書類は三重県廃棄物・リサイクル課から直接送付されるので提出書類の様式に従って記載し、最寄りの県事務所環境室に提出してください。

「産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書」は、排出事業者（2次マニフェスト交付者）さんが平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に交付したマニフェストを報告するもので、提出期限が6月30日となっています。なお、提出書類の様式は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されているのでその様式に従って記載し、最寄りの県事務所環境室に提出してください。分からない場合は、協会または最寄りの県事務所環境室におたずねください。



「ポリ塩化ビフェニル（通称：PCB）廃棄物の保管状況等の届出」は、PCB入りのコンデンサー等を保管している者か、又は処分する者が報告するもので、提出期限が6月30日となっています。提出書類の様式は、ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措置）で規定されているのでその様式に従って記載し、最寄りの県事務所環境室に提出してください。分からない場合は、協会または最寄りの県事務所環境室におたずねください。